

# 水環境いばらき

〔 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 〕

平成23年 4月1日

第12号

MIZUKANKYOU IBARAKI



写真／国営ひたち海浜公園（ひたちなか市）

- 東日本大震災に伴う「義援金」の募金協力及び「見舞金」の受入状況について
- 公益法人制度改革への対応について（経過報告）
- 平成 23 年度浄化槽推進関係国予算（案）の概要
- 平成 23 年度浄化槽設置整備事業
- 支部活動報告
- 平成 22 年度新入会員紹介
- 平成 23 年度講習会等のご案内



## 東日本大震災に伴う「義援金」の募金協力及び「見舞金」の受入状況について

平成 23 年 3 月 11 日に発生致しました、東日本大震災による被害を受けられた県民の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り致します。

会員の皆様におかれましては、業務の復旧等に向けてご多忙な日々をお送りのことと存じますが、復旧作業が軌道に乗り、一日も早く落ち着きを取り戻し、平常の生活に戻ることを願います。

さて、先般実施致しました募金活動には、多くの会員の皆様にご協力を頂き、誠にありがとうございました。この義援金は、社団法人全国浄化槽団体連合会にお渡しし、広く一般の被災地の皆様にご贈呈することとなります。

また、見舞金につきましては、今後災害対策の一助になるよう有効に活用させて頂きたいと存じます。

ここに謹んでお礼申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。

なお、募金活動にご協力していただいた会員の皆様、見舞金をご送金下さいました団体の皆様は下記のとおりとなります。

### 義援金の募金協力会員リスト

No.	氏名又は名称	金額	No.	氏名又は名称	金額	No.	氏名又は名称	金額
01	(株)石崎商事	5,000	18	大高機械店	5,000	35	(有)石井商事	5,000
02	河内クリーン	15,000	19	中山環境エンジニア(株)	10,000	36	(有)共栄企業エンジニアリング	5,000
03	東向西産業(株)	10,000	20	常陸環境開発(株)	5,000	37	(有)後藤水道工業	5,000
04	茨城サニット(株)	10,000	21	早乙女設備工業所	5,000	38	(有)新晃設備	5,000
05	新和工業(株)	10,000	22	須田設備	5,000	39	富士エンジニアリングサービス	5,000
06	飯島清掃社	10,000	23	平和産業(株)	10,000	40	野内商事(株)	5,000
07	(株)スズキ	10,000	24	(協業)日立環境開発センター	10,000	41	(有)東海	10,000
08	(株)酒寄設備工業	10,000	25	きぬ清掃社	10,000	42	(有)横山設備工業	5,000
09	大和田冷熱工業	10,000	26	(株)小堤工業	10,000	43	(株)高野水道工業	10,000
10	(有)三和設備工業	5,000	27	(株)ダイセツ	20,000	44	(有)落合工業所	20,000
11	鹿島信販(株)	20,000	28	芹沢設備工業(株)	5,000	45	(株)住恵	10,000
12	(株)千代川衛生	5,000	29	(有)久松商事管理サービス	10,000	46	(株)チクセイ二十一	10,000
13	カワベ産業(株)	5,000	30	(有)笠井石油店	5,000	47	(社)茨城県水質保全協会 専務理事 小関 雅志	5,000
14	大栄クリーンライフ	5,000	31	(株)駒木根工業	5,000	48	(有)森設備工業	10,000
15	三協クリーンコンサルタント(株)	10,000	32	富士水質管理(株)茨城営業所	5,000		合計	405,000
16	(株)市原工業	5,000	33	三杭配管工業(株)	5,000			
17	(株)前商	5,000	34	常盤工事(株)	20,000			

(社)全国浄化槽団体連合会への入金日：H.23.5.31)

### 見舞金受入リスト

No.	氏名又は名称	金額	No.	氏名又は名称	金額
01	(社)兵庫県水質保全センター	10万円	04	(社)全国浄化槽団体連合会	110万円
02	(財)福岡県浄化槽協会	20万円	05	(社)全国浄化槽団体連合会九州支部	5万円
03	(社)宮崎県浄化槽協会	7万円		合計	152万円

(平成 23 年 6 月 7 日現在)

## 公益法人制度改革への対応について（経過報告）

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革 3 法が施行され、当法人を含めた従来の公益法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに新しい公益法人または一般法人に移行することとなりました。

### 1. 公益法人改革の主旨、目的

- ・ 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与する。
- ・ 主務官庁の裁量権に基づく許可の不透明性等従来の公益法人制度の問題を解決する。

当協会としましては、第 1 回理事会、第 2 回理事会、第 4 回理事会において下記のとおり決定されましたので報告致します。

### 第 1 回理事会開催（平成 22 年 12 月 15 日）

#### 1. 決定事項

##### ①公益法人改革に向けた今後の方針について

- ・ 公益社団認定を受けること
- ・ 23 年度中に公益認定の申請をすること
- ・ 今後、毎月 1 回理事会を開催して公益社団法人の認定に向けた諸課題を検討・整理していくこと。

### 第 2 回理事会開催（平成 23 年 1 月 25 日）

#### 1. 決定事項

##### ①公益社団法人の運営組織のあり方

- ・ 協会としては、今後現在の事業を一つの組織で公益社団法人をめざす。

### 第 4 回理事会開催（平成 23 年 4 月 26 日）

#### 1. 決定事項

##### ①支部の取り扱いについて

- ・ 支部の取り扱いについては、とりあえず支部を現在どおりの任意の組織としてスタートさせ、協会の運営状況を見て、特に必要があると認められたときに検討する。

##### ②会費の徴収方法・役員を選任方法等

- ・ 会費の徴収方法・役員を選任方法等は、今後検討していく。



# 平成23年度浄化槽推進関係国予算（案）の概要

## 1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

### ○循環型社会形成推進交付金 10,527 百万円

- ・市町村の自主性と創意工夫をいかながら浄化槽の整備を推進するための予算。

#### 浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成22年度予算額	平成23年度予算額（案）	対前年度比%
浄化槽整備事業総額	(12,040) 11,688	(10,969) 10,527	(91.1) 90.1

注1：上段（）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額。

### ※上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を計上 総額620億円の内数

- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

## 2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直

### 新○単独処理浄化槽撤去費の助成対象の拡大

現在、単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合のみ対象としている単独処理浄化槽の撤去費用への助成について、施工上の制約により単独処理浄化槽の撤去跡地に設置出来ない場合であって、同一敷地内に設置する場合についても撤去費の助成対象とする。

## 3 浄化槽整備等のための支援強化

### ○民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費 7百万円

生活排水未処理人口約1800万人の解消を図る上で、効率的で速やかな整備が可能である浄化槽の役割は重要であるが、近年の景気低迷等による住宅の新規戸数の減少や、地方自治体の財政難等により、浄化槽整備は思うように進捗せず、特に、単独処理浄化槽により水洗化されている世帯では、合併処理浄化槽への転換工事費負担や維持管理費用の高いことがネックとなり、転換に積極的ではない。また、11条検査の受検率低迷など維持管理を巡る課題も山積している。

このため、今後の合併処理浄化槽の整備を推進する上で、財政が限られる中で効率的な浄化槽整備を進め、また、管理においても設置者のニーズ等を踏まえた柔軟な対応を図るため、民間活力を用いた新たな整備・管理手法の検討を行い、その結果を踏まえ官民が連携して整備の促進・適正な管理を取り組んでいくこととする。

### ○浄化槽整備区域設定支援事業費 27百万円

今後の汚水処理施設の整備の中心である人口分散地域においては、整備コストが小さく、整備期間の短い浄化槽の重要性が増しているものの、必ずしもその整備が十分に進んでいないため、市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定を支援し、浄化槽の整備促進を図る。

### ○浄化槽整備推進事業 28百万円

浄化槽の整備等の諸課題に関する環境省調査情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ国及び自治体間での連携を図るため、都道府県・市町村の浄化槽行政担当者とのブロック会議の実施によりネットワークを構築・情報交換を活性化させる。

また、浄化槽の特徴や維持管理などに対する関係者の理解を進めるため、市町村を対象とした浄化槽シンポジウムの開催や浄化槽フォーラムによるNPOとの連携事業の実施など、浄化槽の整備促進に資するための普及啓蒙事業を行う。

### ○し尿処理システム国際普及推進事業費 16百万円

国連ミレニアム開発目標に掲げられた、国際的な衛生問題解決のため、国際ワークショップ等による国際ネットワークの充実化、官民連携による展開も視野に入れた、し尿処理システムの現地技術化や技術移転の具体化、アジア太平洋地域の衛生分野の国際拠点として発足した、日本サニテーションコンソーシアムの活用・支援等により、日本のし尿処理システムの普及に向けた一層の取組を展開する。

## 平成23年度浄化槽設置整備事業

下記の基数は、予算状況等により変更になることがあります。

### ○個人設置型

	市町村名	通常型	窒素除去型	窒素及びりん除去型	設置基数計	単独浄化槽 撤去
県央地区	水戸市	110	190	0	300	40
	笠間市	0	200	0	200	120
	ひたちなか市	350	0	0	350	50
	那珂市	120	0	0	120	20
	茨城町	0	30	0	30	20
	大洗町	8	10	2	20	0
	城里町	21	3	0	24	5
県北地区	東海村	25	0	0	25	4
	日立市	15	0	0	15	15
	常陸太田市	60	0	0	60	70
	高萩市	10	0	0	10	2
	北茨城市	125	0	0	125	8
鹿行地区	常陸大宮市	110	0	0	110	40
	大子町	0	0	0	0	25
	鹿嶋市	21	0	32	53	18
	潮来市	0	0	10	10	3
	神栖市	78	69	11	158	15
県南地区	行方市	0	0	30	30	5
	鉾田市	22	19	34	75	20
	土浦市	0	21	1	22	3
	石岡市	0	165	0	165	30
	龍ヶ崎市	0	50	0	50	25
	取手市	47	0	0	47	7
	牛久市	0	57	8	65	25
	つくば市	6	92	2	100	10
	守谷市	0	0	0	0	0
	稲敷市	0	30	0	30	20
	かすみがうら市	0	60	0	60	32
	つくばみらい市	32	5	2	39	5
県西地区	美浦村	0	6	0	6	2
	阿見町	0	46	2	48	5
	河内町	0	9	0	9	2
	利根町	0	15	0	15	15
	古河市	100	0	0	100	15
	結城市	80	0	0	80	20
	下妻市	59	1	0	60	10
	常総市	130	0	0	130	40
筑西市	68	92	0	160	50	
坂東市	125	0	0	125	30	
八千代町	26	0	0	26	26	
五霞町	0	0	0	0	0	
境町	10	0	0	10	3	
合計		1758	1170	134	3062	855

### ○市町村設置型

市町村名	通常型	窒素除去型	窒素及びりん除去型	設置基数計	単独浄化槽 撤去
桜川市	0	0	50	50	20
小美玉市	0	0	30	30	2
合計	0	0	80	80	22

## 支部活動

### 平成 22 年度日立市戸別訪問実施報告

日立支部長 五十嵐裕治

日立支部では、茨城県県北県民センター並びに日立市環境衛生課と共に、下記の通り戸別訪問を実施したので報告いたします。

本年度から、支部理事あるいはその代理人が輪番で訪問を担当することになりましたので、以下報告書の転載といたします。

#### ■ 1 月 11 日(火)・18 日(火) 十王町山部地区担当 理事 (株)市川工業所／代表取締役 市川咲子

- 感想：1. 保守・清掃と法定検査が同じと思っている方が多かった。  
 2. 県北県民センターで法定検査を受けてもらうためにお願いの通知を出してあったようです。そのかきもあつてか受けている家庭もありました。(データが古かったために受けている家庭に迷惑をかけたと思います。)

訪 問 件 数	80 件
不在	26 件
保守・清掃	7 件
法定検査を受けている	7 件
保守・清掃・法定検査を受けているか分からない	14 件
該当なし (連絡者不明)	22 件
その他	4 件

#### ■ 1 月 20 日(木)・25 日(火) 十王地区・南部地区担当

理事 (株)東邦クリーン工業／大澤 宏 代理人 佐藤博之

- 感想：1. 法定検査未実施の家は、保守点検と法定検査の混同が多い。  
 2. 法定検査を申し込んで受けていたが、いつの間にか来なくなった家がある。(法定検査データの管理ミス・消去)  
 3. 下土木内町・神田町地区は、ほぼ下水道整備済。  
 4. 元高校教師のOさん、浄化槽法が間違っているので検査の必要なしと、持論を1時間主張。

#### 1 月 20 日(木) 十王町高原地区

訪 問 件 数	21 件(27基)	備 考
不在 (浄化槽使用)	9 件 (9 基)	
法定検査実施	3 件 (3 基)	
保守・清掃のみ実施	7 件 (7 基)	
保守・清掃・法定検査を受けているか分からない	1 件 (7 基)	担当者不在(ゴルフ場)
該当なし (浄化槽無し)	1 件 (1 基)	

#### 1 月 25 日(火) 下土木内町・神田町地区

訪 問 件 数	29 件(29基)	備 考
下水道接続済 (廃止届未提出)	7 件 (7 基)	その場で廃止届記入
不在 (下水道接続済)	3 件 (3 基)	
不在 (浄化槽使用)	7 件 (7 基)	
法定検査実施	0 件 (0 基)	
保守・清掃のみ実施	9 件 (9 基)	
保守・清掃・法定検査を受けているか分からない	1 件 (1 基)	子供が応対
該当なし (浄化槽無し)	1 件 (1 基)	
法定検査拒否	1 件 (1 基)	O氏宅

## 銚田市調査分

銚田支部長 茂木一男

### 今年度銚田市内文書発送分

文書発送……1回目 1303件	総数	2604件
2回目 1299件	内文書戻り総数	673件

今回の調査は、市及び保全協会の協力を受け、その戻り分の現状調査を行った。

### 調査内容

銚田市地内における、法定検査依頼文書不着住所等の現状確認調査結果は以下の通りである。

※不在のため法定検査依頼文書を差し置 … 338件	※空地…………… 39件
※空家…………… 30件	※畑…………… 3件
※管理者変更…………… 96件	※山林…………… 1件
※現状違い（入力違い等）…………… 20件	※未設定…………… 1件
※不明…………… 32件	※AP…………… 12件
※面接説明…………… 70件	※済…………… 1件
※休止…………… 3件	※銚田市下水道課での事前確認調査分
※廃止…………… 11件	空地…………… 54件
※無届…………… 5件	不明（番地無し等）…………… 12件

（調査結果数は、重複しているので総数とは異なる。）

### 私見

浄化槽管理者は、浄化槽を使用する上でどのような義務があり、またその義務に基づきどのように維持管理をしなければならないか？を良く理解していないまま使用しているケースが多い。

浄化槽を設置する時点で、また新しく家を購入する時点でその義務と維持管理の必要性を理解していたら浄化槽管理者としての適切な維持管理を行い、問題は起こらないであろうが、浄化槽の工事業者や建築の請負業者・建売業者が現物の引渡し時に、浄化槽を使用する上での浄化槽管理者の義務と、維持管理の必要性を十分に説明を行わないまま、引渡しているのが現実であるように考えられる。

建て主としても、家を新築したり、購入した場合には建物のほうにのみ関心をむけてしまい、浄化槽に関心を持つ人はあまりいないのではなかろうか？業者側としてもセールスポイントとして顧客の要望している部分（耐震性・シロアリ対策など）や、居住性の説明（見える部分の説明）に重点をおいてしまい、土中に埋まり生活雑排水の処理をし、生活するうえでは欠かすことのできない重要な役割を果たしている浄化槽については、顧客にとってもあまり興味を示さず、単なる付属品というような感覚で処理されており、業者としてもあまり重点を置いて説明をおこなわず。また、顧客としても浄化槽について業者から説明を受けても、建物に関心が向いているため聞き流してしまい、すぐに忘れてというのが現実であるかのようにおもわれる。

事実、過去の指導例をみても「そのようなことは聞いていない。」とか、「そんな説明は受けていない。」、「浄化槽管理者ってなに？」などという返答が返ってくるのが多く見受けられる。

そのようなことから、義務と管理の必要性を十分に理解できないまま、またそのようなことを知らずに浄化槽を設置し、また家を購入して浄化槽を使用中である者に、使用後何年も経過してから事後指導・事後説明というような形で、浄化槽管理者としての義務と管理の重要性を説明しても納得できないものがあることも否めない。

浄化槽管理者の管理上の義務の説明不十分な点については、業者の説明不足も指摘できるが、行政側での業者の指導や広報の仕方にも問題が無いでもないと考える。だが、環境汚染が進んでいる現在、生活環境の保全、公衆衛生の観点から浄化槽の管理の重要性を理解してもらい、出来るだけその義務を果たしてくれるよう働きかけなければならないものである。

## クレームの内容（管理者）

### ○お金に関する件

- ・保守点検も清掃もしているのに、新たに経費のかかることは出来ない。
- ・年数回保守点検をやっているのに、同じような検査を何故しなければならないのか？
- ・仕事もなくなり、お金もないのでやりたくない。
- ・業者に頼んできちんとやっているのに、どうしてお金を払って二重にしなければならないのか？
- ・業者に任せてきちんと管理しているのに、更にお金を掛けて検査を受けるといのはおかしい。金儲けとしか思えない。
- ・検査をしたいなら、金をとらずに勝手にすればよい。
- ・金を二重にとって儲けているだけだ。
- ・法定検査の料金は何処に流れるのか？
- ・金のかかることはもうやらない。そんなことより、裏の穴にダンプで産廃みたいな残土を捨てているのを取り締まれ。茨城の人はモラルが低い。
- ・このご時世に、天下り団体に金など払えない。あんたたち役人は弱い者いじめだ。

### ○検査に対する件

- ・今まで何十年と住んでいるが、一度もこのような検査指導が来たことがない。今頃いきなり来て、今まで何をしていたんだ。
- ・今まで一度も検査指導など来たことがない。検査のハガキを出すのは考える。
- ・今まで一度も検査指導など来たことがない。どうして今年はやるのか？
- ・今まで10年以上なかったのに何故突然来るのか？
- ・10年以上も放っておいて、何故今になって来たのか？
- ・浄化槽を設置したときは、何の説明もなかった。何故今頃きたのか？
- ・何故今まで来なかったのか？
- ・法律に定められていて強制ということなら、何故申込をしなければいけないのか？そっちから来てやればよい。
- ・今までそのような説明は一切なかった。そんな検査は知らない。
- ・自分の敷地内で処理しているので、関係ないと思っていた。
- ・県に登録している業者に委託しているのに、信頼しないのか？
- ・文書が分かり難い。読んでもどうすればよいか解らない。
- ・検査のハガキが来ても、当日来ないことがあった。いい加減だ。
- ・以前は受検していたが、途中から来なくなったので、しなくても良い物だと思っていた。やると決まっているのなら、きちんとやってくれ。

### ○他への転化

- ・そんな検査より、この場所は下水も側溝ない、また上水道も道路舗装も一向にやってくれないし、ゴミも自分で処理場に運んでいる。本当に酷い場所だ。
- ・そんなことより、近所には単独浄化槽を使用しているところが沢山あり、雑排水は浸透枡に直接流している。更に、浸透しなくなった枡の汚泥を周りにまき散らしているが、そっちの方が環境を汚しているはずだ。ちゃんと指導しろ。
- ・単独で雑排水を垂れ流している家は問題ないのか？
- ・単独浄化槽の方が悪いだろう。そっちを指導すべきだ。
- ・周りにも未受検者は沢山いる、全戸確実に検査を実施するなら自分も受検する。
- ・最近このような詐欺まがいの訪問者が多い。直ぐには信用できない。とりあえず名刺を置いていって欲しい。
- ・水質保全協会は天下り団体だ。
- ・今まで一度も検査指導など来たことがない。この辺の人は、年一回のくみ取りしかしていない。近所の人と相談してから考える。
- ・この検査は全世帯を対象に行っているのか？近所には全く来ていない。その登録データは本物か？
- ・近所には文書指導も何も無いのに、どうして家にだけ来るのか？

## 平成22年度 新入会員紹介

支部	事業所名	所在地	業種
水戸支部	(株)和幸工業	東茨城郡茨城町奥谷 1976	保守・施工
ひたちなか支部	ライトクリーンサービス(株)	ひたちなか市東大島 3-25-10 ハヤマビル 1F	保守・施工
潮来支部	(株)イーエムアイ	鹿嶋市宮中 2029-7	保守
	佐野総建(株)	神栖市矢田部 7803	保守・施工
石岡支部	(有)山口電気商会	石岡市鹿の子 2-1-38	保守・施工
つくば支部	平和産業(株)	つくば市洞下 489-3	保守・清掃
下館支部	筑西環境整備協同組合	筑西市一本松 1537	保守・清掃



## 平成23年度「浄化槽設備士試験」のご案内

- 1 試験日時 平成23年7月10日（日）午前10時00分～午後3時00分
- 2 試験地 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
- 3 受験資格 次のA、B、Cのいずれかに該当する者

### A 学歴と必要な実務経験年数

学 歴	浄化槽工事の施工に関する必要な実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学・旧大学卒業後	1年以上	1年6ヶ月以上
短大・高専・旧専門学校卒業後	2年以上	3年以上
高校・旧中学卒業後	3年以上	4年6ヶ月以上
上記以外	8年以上	

(注)「指定学科」とは、省令で定めている学科で、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科をいう。

### B 建設業法による1級又は2級管工事施工管理技術検定に合格した者

### C 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）による技能検定のうち検定職種を1級又は2級

配管（建築配管作業）とするものに合格した者（同法による給排水衛生設備配管又は配管工を含む。）ただし、16年度以降に2級配管（建設配管作業）に合格した者にあつては、同種目に関し4年以上の実務経験を有する者

## 平成23年度「浄化槽設備士講習」のご案内（近隣の会場）

講習地	講習期間	受付期間
仙台市	平成24年1月23日（月）～1月27日（金）	平成23年12月5日（月）～12月19日（月）
東京都	平成23年12月12日（月）～12月16日（金）	平成23年10月28日（金）～11月11日（金）

## 平成23年度「浄化槽管理士試験」のご案内

- 1 試験日時 平成23年10月23日（日）
- 2 試験地 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県
- 3 受験資格 学歴、経験等一切なし

## 平成23年度「浄化槽管理士講習」のご案内（近隣の会場）

講習地	講習期間	受付期間
宮城県	平成23年7月11日（月）～7月23日（土）	平成23年6月3日（金）～6月10日（金）
東京都	平成23年5月23日（月）～6月4日（土）	平成23年4月18日（月）～4月25日（月）
	平成23年7月25日（月）～8月6日（土）	平成23年6月20日（月）～6月27日（月）
	平成23年9月5日（月）～9月17日（土）	平成23年8月1日（月）～8月8日（月）
	平成23年11月28日（月）～12月10日（土）	平成23年10月24日（月）～10月31日（月）
	平成24年1月23日（月）～2月4日（土）	平成23年12月12日（月）～12月19日（月）
	平成24年3月5日（月）～3月17日（土）	平成24年1月30日（月）～2月6日（月）

## お知らせ

新 11 条検査を実施するためには、日頃保守点検業務を通して水環境の保全に寄与されている浄化槽管理士の皆さんに嘱託採水員になっていただく必要があります。法定検査の実施率を高めるためより多くの方に受講して頂きたいと思っておりますので、今年度も下表の日程で**新規及び更新講習会**を開催いたします。

特に、更新講習会については、期限が切れる前に受講頂きませんと採水業務に就けなくなりますのでご注意願います。

### 平成 23 年度嘱託採水員講習会実施要領

	新規講習会	更新講習会
開催日	① 6月17日(金) ② 9月14日(水) ③ 2月15日(水)	① 6月21日(火) 土浦会場 定員 150名 ② 7月7日(木) 水戸会場 定員 70名×2回 ③ 7月15日(金) 水戸会場 定員 70名×2回 ④ 8月19日(金) ⑤ 9月16日(金) ⑥ 11月18日(金) ⑦ 2月17日(金)
対象者	茨城県に登録している保守点検業者の従業員で浄化槽管理士の資格を持っている方	平成 23 年度中に登録期間が満了となる 456 名が対象です。その内の 414 名は 9 月までに登録が切れますので、出来るだけ①②③で受講下さい。
開催場所	当協会会議室で行いますので、1 回当たり 20 名で締め切ります。	①②③以外は当協会会議室で行いますので、1 回当たり 20 名で締め切ります。 ②③については同じ会場で午前と午後の 2 回に分けて行います。
申込・提出物	①新 11 条検査採水業務受託申込書 (新規業者のみ) ②嘱託採水員講習会受講申込書 ③浄化槽管理士免状の写し ④身分証明書用写真 (ヨコ 3cm × タテ 4cm) (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと)  〈申込及び書類等の提出は、開催日の 1 週間前までにお願いします。〉	①嘱託採水員更新講習会受講申込書 ②身分証明書用写真 (ヨコ 3cm × タテ 4cm) (写真の裏面に必ず氏名を記入のこと)
受講料	・当協会会員……………2,000 円 ・非会員……………7,000 円	・当協会会員……………1,000 円 ・非会員……………3,000 円  〈納入は提出書類等と同様、開催日の 1 週間前までに郵便振替にてお願いします。〉

※申込書、振替用紙等については指定用紙がございますので、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 水質検査課 TEL : 029-291-4815 FAX : 029-227-4592

# トピックス

## ● 第1回茨城町涸沼環境フェスティバル出展

平成22年10月3日（日）茨城町の茨城町涸沼自然公園において、「第1回茨城町涸沼環境フェスティバル」が開催されました。

当協会は、会員に協力していただき、カットモデル浄化槽の展示及び説明をしていただきました。

また、水環境に関する浄化槽クイズを実施し、多くの来場者に家庭でできる水を汚さない工夫等をPRいたしました。



## ● 設備業六団体「新春の集い」開催

平成23年2月7日（月）水戸市内において、設備業六団体合同の「新春の集い」が開催され、茨城県知事、県議会議員、各関係団体の代表者等、来賓を含め約200名が出席しました。

消防設備協会の道川会長が代表として挨拶し、来賓からは橋本昌茨城県知事、自民党岡田県連会長らより祝辞を頂き、盛大に新年の幕開けを祝しました。



## 平成23年度 人事異動について

平成23年3月31日付け及び4月1日付けで下記のとおり人事異動を行いますのでお知らせいたします。

### 1 昇格

(4月1日付け)

新	旧	氏名
検査部部长兼検査第3課長兼水質検査課長	検査部次長兼検査第3課長兼水質検査課長	菱木 隆二
検査部次長兼検査管理室長	検査管理室長	浅賀 博史
検査第3課 課長代理	検査第3課 係長	大森 賢次
検査第2課 係長	検査第2課 主任	石川 信啓
水質検査課 主任	水質検査課	桐生美智子

### 2 内部移動

(4月1日付け)

新	旧	氏名
検査第1課 課長代理	検査第3課 課長代理	石川 裕行
検査第3課 係長	検査第1課 係長	関澤 高德

### 3 新規採用

(4月1日付け)

所属	氏名
検査第2課	坂入 智
検査第3課	岩間 真吾
水質検査課 嘱託	大内 勝美

### 4 退職

(3月31日付け)

所属	氏名
水質検査課 嘱託	大森 京子
検査管理室 嘱託	鈴木 和子

## 浄化槽 一口メモ



### ろ過

ろ過とは、砂、アンスラサイト（無煙炭）などの固体充填層や多孔性物質、網目など（これらをろ材という）に排水を流し、液体中の浮遊物質をろ材の表面や内部に捕捉させ、清澄な処理水を得る方法である。浄化槽では、沈殿槽に置き換えて、生物反応槽とろ過装置を組み合わせた方式や、二次処理水をさらに清澄化するために、三次処理装置として砂ろ過装置が付加されている場合もある。



### 協会案内図



徒歩

JR水戸駅北口  
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から  
日赤入口下車  
徒歩 5～6分

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

茨城県知事指定浄化槽検査機関

**社団法人 茨城県水質保全協会**

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

### 協会の業務案内

#### 総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

#### 検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験